

# 訴 状

2005年4月12日

東京地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 張 學 鍊

弁 護 士 金 竜 介

弁 護 士 西 田 美 樹

弁 護 士 濱 野 泰 嘉

弁 護 士 細 田 は づ き

弁 護 士 山 口 元 一

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

国籍確認請求事件

## 請求の趣旨

- 1 (1) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (2) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (3) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (4) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (5) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (6) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (7) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (8) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - (9) 原告[ ]が日本国籍を有することを確認する
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との裁判を求める。

## 請求の原因

### 第1 原告らについて

- 1 原告[ ]について
- (1) 原告[ ]（以下「原告[ ]」という）は[ ]に[ ]（フィリピン国籍）の子として出生した。
- (2) 原告[ ]は[ ]に千葉地方裁判所館山支部において[ ]（日本国籍）が原告[ ]を認知する旨の判決を受け、同判決は確定した（戸籍上の原告名の表記は「[ ]」）。
- (3) 原告[ ]法定代理人親権者母[ ]は、2005年3月9日、上記認知を理由に、千葉地方法務局館山支局にて、法務大臣

宛に国籍法3条1項に基づき原告[ ]の国籍取得を届け出た。

- (4) 千葉地方法務局館山支局は、同日、本件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められないことを理由に不受理とした。

## 2 原告[ ]について

- (1) 原告[ ] (以下、「原告[ ]」という) は[ ]  
[ ] (フィリピン国籍) の子として出生した。
- (2) 原告[ ] は[ ] に父である[ ] (日本国籍) から認知を受けた (戸籍上の原告名の表記は「[ ]」)。
- (3) 原告[ ] 法定代理人親権者母[ ] は、[ ]  
[ ]、上記認知を理由に、東京法務局八王子支局にて、法務大臣宛に国籍法3条1項に基づき原告[ ]の国籍取得を届け出た。
- (4) 東京法務局長は、2005年3月10日付で、原告[ ] 親権者母に対して、本件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められない、と通知をした。

## 3 原告[ ]について

- (1) 原告[ ] (以下、「原告[ ]」という) は1994年1月18日に[ ] (フィリピン国籍) の子として出生した。
- (2) 原告[ ] は[ ] に[ ] (日本国籍) から認知を受けた (戸籍上の原告名の表記は「[ ]」)。
- (3) 原告[ ] 法定代理人親権者母[ ] は、[ ]  
[ ]、上記認知を理由に、埼玉地方法務局越谷支局にて、法務大臣宛に国籍法3条1項に基づき原告[ ]の国籍取得を届け出た。
- (4) 埼玉地方法務局越谷支局は、同日、本件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められないことを理由に不受理とした。

4 原告[redacted]について

- (1) 原告[ ]（以下、「原告[ ]」という）は[ ]  
[ ]に[ ]（フィリピン国籍）の子  
として出生した。
- (2) 原告[ ]は[ ]に千葉地方裁判所において[ ]（日本国  
籍）が原告[ ]を認知する旨の判決を受け、同判決は確定した（戸籍上の原告名  
の表記は「[ ]」）。
- (3) 原告[ ]法定代理人親権者母[ ]は[ ]  
[ ]、上記認知を理由に、東京法務局にて、法務大臣宛に国籍法3条1  
項に基づき原告[ ]の国籍取得を届け出た。
- (4) 東京法務局長は、2005年3月[ ]付で、原告[ ]親権者母に対して、本  
件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められない、と通知をした。

5 原告[redacted]について

- (1) 原告[ ]（以下、「原告[ ]」という）は[ ]  
[ ]に[ ]（フィリピン国籍）の子  
として出生した。
- (2) 原告[ ]は2001年[ ]に横浜地方裁判所相模原支部にて[ ]  
[ ]日本国籍）が原告[ ]を認知する旨の判決を受け、同判決は確定した（戸  
籍上の原告名の表記は「[ ]」）。
- (3) 原告[ ]の親権者母[ ]は、2005年[ ]  
[ ]、上記認知を理由に、横浜地方法務局相模原支局にて、法務大臣宛に国籍  
法3条1項に基づき原告[ ]の国籍取得を届け出た。
- (4) 横浜地方法務局長は、2005年[ ]付で、原告[ ]親権者母に対  
して、本件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められない、と通知を

した。

6 原告■■■■■について

- (1) 原告■■■■■（以下、「原告■■■■■」という）は■■■■■  
■■■■■に■■■■■（フィリピン国籍）の子として出生した。
- (2) 原告■■■■■は■■■■■に■■■■■（日本国籍）から認知を受けた（戸籍上の原告名の表記は「■■■■■」）。
- (3) 原告■■■■■の法定代理人親権者母■■■■■は、2005年■■■■■、上記認知を理由に、東京法務局にて、法務大臣宛に国籍法3条1項に基づき原告■■■■■の国籍取得を届け出た。
- (4) 東京法務局長は、2005年■■■■■付で、原告■■■■■親権者母に対して、本件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められない、と通知をした。

7 原告■■■■■について

- (1) 原告■■■■■（以下、「原告■■■■■」という）は■■■■■  
■■■■■に■■■■■（フィリピン国籍）の子として出生した。
- (2) 原告■■■■■は■■■■■に■■■■■（日本国籍）から認知を受けた（戸籍上の原告名の表記は「■■■■■」）。
- (3) 原告■■■■■の法定代理人親権者母■■■■■は、2005年■■■■■、上記認知を理由に、東京法務局にて、法務大臣宛に国籍法3条1項に基づき原告■■■■■の国籍取得を届け出た。
- (4) 東京法務局長は、2005年■■■■■付で、原告■■■■■親権者母に対して、本件届出は、国籍取得の条件を備えているものとは認められない、と通知をした。

8 原告■■■■■について

- (1) 原告■■■■■（以下、「原告■■■■■」という）は■■■■■  
■■■■■に■■■■■（フィリピン国籍）の子として出生した。
- (2) 原告■■■■■は■■■■■に■■■■■（日本国籍）から認知を受けた  
（戸籍上の原告名の表記は「■■■■■」）。
- (3) 原告■■■■■の法定代理人親権者母■■■■■は、2005年■■■■■  
■■■■■、上記認知を理由に、東京法務局にて、法務大臣宛に国籍法3条1項に基づき原告■■■■■の国籍取得を届け出た。
- (4) 東京法務局長は、2005年■■■■■付で、原告■■■■■親権者母に対して、  
本件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められない、と通知をした。

9 原告■■■■■について

- (1) 原告■■■■■（以下、「原告■■■■■」という）は■■■■■  
■■■■■に■■■■■（フィリピン国籍）の子として出生した。
- (2) 原告■■■■■は■■■■■に■■■■■（日本国籍）から認知を受けた  
（戸籍上の原告名の表記は「■■■■■」）。
- (3) 原告■■■■■法定代理人親権者母■■■■■は、2005年■■■■■  
■■■■■、上記認知を理由に、東京法務局にて、法務大臣宛に国籍法3条1項に基づき原告■■■■■の国籍取得を届け出た。
- (4) 東京法務局は、2005年■■■■■付で、原告■■■■■親権者母に対して、本  
件届出は、国籍取得の条件を備えているものと認められない、と通知をした。

第2 国籍法第3条第1項の違憲・無効

1 問題の所在

日本人を母とする非嫡出子は、法律上の母子関係が出生によって当然生ずると

されている結果、国籍法（以下、単に「法」という）第2条第1号によって当然日本国籍を取得するのに対し、同じ日本人を親としながら、日本人を父とする非嫡出子は、その父から胎児認知を受けた場合は別として、出生後認知を受けたというだけでは、法2条1号の要件はもとより、法3条の要件も満たさないので、日本国籍を取得することができないとされている。

## 2 合理性の説明

この点に関し、法は、親子関係を通じて我が国と密接な結合関係が生ずる場合に国籍を付与するという基本的立場に立っているとした上、親子関係を通じて我が国と密接な結合関係が生ずるのは、子が日本国民の家族に包含されることによって日本社会の構成員になることによるものであるから、日本国民の嫡出子については、当該日本国民が父であるか母であるかを問わず、日本国籍を付与するのが適当であるが、非嫡出子の場合は、婚姻家族に属していない子であり、あらゆる場合に嫡出子と同様の実質的結合関係が生ずるとはいえないという見解がある。そして、婚外の父子関係は、通常母子関係に比較して実質的な結合関係が希薄であり、また、父が胎児認知する場合と生後認知する場合とでは、一般的に実質的な父子関係の結合の度合いが異なるところ、法は、親子関係の差異に着目し、親子関係が希薄な場合の国籍取得について、段階的に一定の制約を設けたものと解することができ、このような法の基本的立場は、立法政策上合理性を欠くとはいえず、簡易帰化等の補完的な制度をも考慮すると、法が一部の非嫡出子について取扱いに区別を設けたことに合理的な根拠があるというものである。

## 3 国籍法3条の規定が不合理な差別に該当すること

しかしながら、以上の立論に、法3条が父母の婚姻をも国籍取得の要件としたことの合理性を見いだすことは困難である。

親子関係を通じて我が国と密接な関係を生ずるという場合に国籍を付与するという基本的立場を採るならば、そのことは合理性を持っていると考える向きもありうる。しかしながら、法は、そのような立場を国籍取得の要件を定める上で

必ずしも貫徹していない。

確かに、子が婚姻家族に属しているということは、その親子関係を通じて我が国との密接な関係の存在をうかがわせる大きな要素とはいえるかも知れない。しかしながら、今日、国際化が進み、価値観が多様化して家族の生活の態様も一様ではなく、それに応じて子供との関係も様々な変容を受けており、婚姻という外形を採ったかどうかということによってその緊密さを判断することは必ずしも現実には符合せず、親が婚姻しているかどうかによってその子が国籍を取得することができるかどうかにより差異を設けることに格別の合理性を見いだすことは困難である。

しかも、その父母が婚姻関係にない場合でも、母が日本人であれば、その子は常に日本国籍を取得することを容認しているのであるから、法自身、婚姻という外形を、国籍取得の要件を考える上で必ずしも重要な意味を持つものではない、という立場を採っていると解される。そして、法2条1号によれば、日本人を父とする非嫡出子であっても、父から胎児認知を受ければ、一律に日本国籍を取得するのであって、そこでは親子の実質的結合関係は全く問題にされてはいない。さらに、父子関係と母子関係の実質に一般的に差異があるとしても、それは多分に従来の家庭において父親と母親の果たしてきた役割によることが多いのであって、本来的なものとみ得るかどうかは疑問であり、むしろ、今日、家庭における父親と母親の役割も変わりつつある中で、そのことは国籍取得の要件に差異を設ける合理的な根拠とはならない。

他方、国籍の取得は、基本的人権の保障を受ける上で重大な意味を持つものであって、本来、日本人を親として生まれてきた子供は、等しく日本国籍を持つことを期待しているものというべきで、その期待はできる限り満たされるべきである。特に、嫡出子と非嫡出子とで異なる扱いをすることの合理性に対する疑問が様々な形で高まっているのであって、両親がその後婚姻したかどうかといった自らの力によって決することのできないことによって差を設けるべきではない。既

に、我が国が1979年に批准した市民的及び政治的権利に関する国際規約24条や、1994年に批准した児童の権利に関する条約2条にも、児童が出生によっていかなる差別も受けない、との趣旨の規定があることも看過してはならない。

また、我が国のように国籍の取得において血統主義を採る場合、一定の年齢に達するまでは、所定の手続の下に認知による伝来的な国籍取得を認めることによる実際上の不都合が大きいとは考えられず、これを認める立法例も少なくない。そして、国籍取得はできる限り確定的に決定されることが望ましいという浮動性防止の要請は、国籍取得の効果を過去にさかのぼらせない法3条においては、問題とならない。

これらのことを考え合わせれば、国籍は国家の構成員の資格を定めるものであり、国籍を取得させるかどうかについての要件を定めることは国家の固有の権限に属し、立法の広い裁量があることを肯定する立場を尊重したとしても、法3条が準正を非嫡出子の国籍取得の要件とした部分は、日本人を父とする非嫡出子に限って、その両親が出生後婚姻をしない限り、帰化手続によらなければ日本国籍を取得することができないという非嫡出子の一部に対する差別をもたらすこととなり、このような差別はその立法目的に照らし、十分な合理性を持つものというのは困難であり、憲法14条1項に違反する（平成14年11月22日第二小法廷判決平成10年(オ)第2190号国籍確認等請求事件判決における梶谷玄、滝井繁男、亀山継夫各裁判官の補足意見参照。）。

### 第3 原告らの日本国籍の取得

#### 1 法3条1項の合憲的な改正

法3条1項が、違憲無効とされた場合、これを合憲にするには、理論的には父母の婚姻及び認知により嫡出子たる身分を取得しても日本国籍を取得しないという法改正が考えられる。

しかしながら、血統主義を基本原理とする国籍法の趣旨に照らして、そのような改正はあり得ず、またそのような改正自体は、新たに憲法違反の状態を生じさせることが明らかである。

よって、法3条1項については、「父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる身分を取得した子」という部分を「父から認知された子」とすることが、憲法に違反しない唯一の改正方法である。

## 2 原告らの日本国籍取得

よって、原告らは本件各届出によって、その届出の時に日本国籍を取得したことが明らかである。

## 第4 結語

以上の次第なので、原告らは、日本国籍を有することの確認を求めて、本件訴訟を提起するものである。

以 上

## 証拠方法

追って提出する

## 添付書類

訴訟委任状

9 通

## 当事者目録

|   |               |
|---|---------------|
| ■ | ■             |
|   | 原告 ■          |
|   | ■ ■           |
|   | 原告法定代理人親権者母 ■ |
|   | ■ ■           |
| ■ | ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ |
|   | 原告 ■          |
|   | ■ ■           |
|   | 原告法定代理人親権者母 ■ |
|   | ■ ■           |
| ■ | ■ ■ ■         |
|   | 原告 ■          |
|   | ■ ■           |
|   | 原告法定代理人親権者母 ■ |
|   | ■ ■           |
| ■ | ■ ■ ■         |
|   | 原告 ■          |
|   | ■ ■           |
|   | 原告法定代理人親権者母 ■ |
|   | ■ ■           |

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_

[REDACTED] [REDACTED]

**[REDACTED]**

\_\_\_\_\_

**[REDACTED]**

**[REDACTED]**

\_\_\_\_\_

Page 10 of 10

[REDACTED] [REDACTED]

██████████, ██████████, ██████████, ██████████

**[REDACTED]**

**[REDACTED]**

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_

原告代理人親權者母

## 原告訴訟代理人の表示

別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被 告 国

上記代表者法務大臣 南 野 知 恵 子

## 原告訴訟代理人目録

(送達場所)

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1－10－3 太田紙興新宿ビル 8階

T O K Y O大樹法律事務所

tel 03-3354-9652 / fax 03-3354-3324

弁護士 近 藤 博 徳

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7－10－7 加賀谷ビル 3階

みどり共同法律事務所

弁護士 張 學 鍊

〒110-0015 東京都台東区東上野 3－21－7 福井ビル 3階

台東協同法律事務所

弁護士 金 竜 介

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1－35－3 池袋センタービル 2階

弁護士法人東京パブリック法律事務所

弁護士 西 田 美 樹

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1－10－3号 太田紙興新宿ビル 8階

T O K Y O大樹法律事務所

弁護士 濱 野 泰 嘉

〒113-0033 東京都文京区本郷５－２６－４ 東京クリスタルビル８階

山田法律事務所

弁護士 細 田 は づ き

〒160-0004 東京都新宿区四谷１－１９－２ 四谷セントラルビル４階

弁護士法人あると

弁護士 山 口 元 一